

# 奥付—誰が何のために

講師 浅岡邦雄氏(中京大学文学部教授)

2013年1月30日 千代田図書館9階特設イベントスペース

## 講師プロフィール



1947年生まれ。東京都出身。立教大学文学部日本文学科卒業。現在、中京大学文学部言語表現学科教授。近代出版史専攻。日本出版学会理事、日本マス・コミュニケーション学会会員。

<主要著書>

『明治期「新式貸本屋」目録の研究』(共編著、作品社、2010年)

『〈著者〉の出版史—権利と報酬をめぐる近代』(森話社、2009年)

※第31回日本出版学会賞受賞

『日本出版関係書目 1868—1996』(共編、日本エディタースクール出版部、2003年)※第25回日本出版学会賞特別賞受賞

## 司会者より

本日の講演は館内で開催中のミニ展示、「奥付と検閲と著作権」の関連講演会です。この展示では、身近な存在だけれど実は知らないことも多い、奥付について歴史や法律との関わりについて紹介しています。本日はこのミニ展示をご監修下さいました浅岡邦雄先生を講師にお迎えしています。浅岡先生は中京大学文学部言語表現学科で出版史や出版検閲についてご研究なさっています。本日は奥付に記載されているさまざまな情報について、「誰のために・何のために」それらの記載があるのか、具体的な例を挙げてお話し下さいます。それでは浅岡先生、宜しくお願いいたします。



## はじめに

中京大学の浅岡です。奥付は改めて申し上げるまでもなく、日本の書物、特に大半の書籍の後ろにはついていますね。この奥付は、歴史的な面から見ると大変興味深いものなのです。

現在、日本の出版物の9割以上には奥付がついているでしょう。中国や韓国の書籍の一部には日本と同じように本文の末尾に奥付が付いているものもありますが、多くは欧米の洋書と同じようにフロントページの後ろに色々な書誌事項が載っているものが多いようですから、奥付は日本の書物の特徴と言ってよいでしょう。

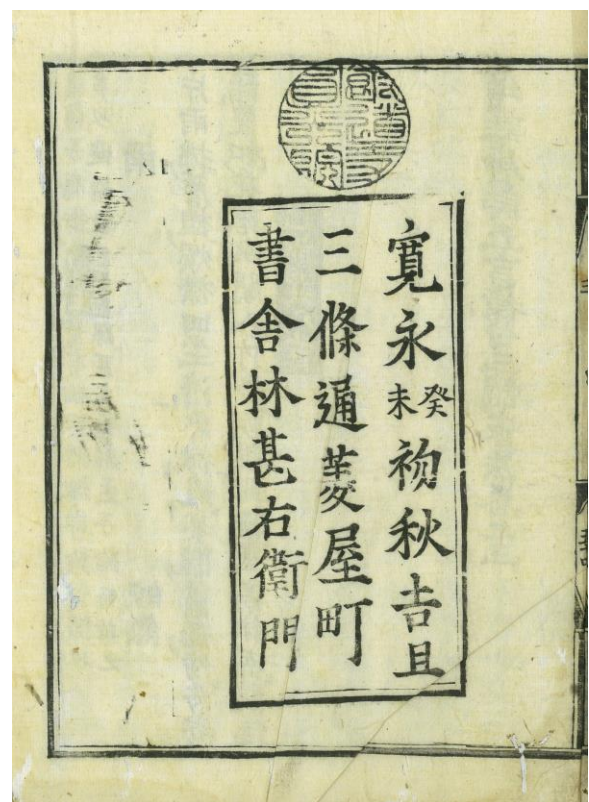
現在、法律的には「奥付をつけなければならない」とはなっていません。現在は付けなくても何ら問題のないものです。サイマル出版会(1988年廃業)という出版社では、最初のころは奥付が付いていたのですが、そのうちに奥付が無くなって、洋書と同じようにフロントページの裏に書誌情報が記載されるようになったということがあります。法律的には問題が無いのですが、ただ一つ例外があります。それは教科書です。教科書には「教科書の発行に関する臨時措置法」という法律があり、この第3条に「教科書にはその表紙に教科書の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名、住所、及び発行の年月日ならびに印刷社の氏名、住所及び印刷の年月日を記載しなければならない」と記載されています。現在奥付に関して定められているのはこの条項だけです。

奥付の歴史は江戸時代までさかのぼれます。江戸時代に享保の御触書と呼ばれるものがありました。これは享保7年11月に南町奉行の大岡越前守忠相が発した触書です。これについて「好色本を取り締まるためのお触れ」と書かれている本もありますが、それはちょっと不正確だと思います。このお触れを見ますと、「ひとつなになに、ひとつなになに」というように「ひとつ書き」で五項目あります。その中には、もちろん好色本に触れる項目もあるのですが、例えば「権現様(徳川家康)のことについてむやみに書いてはいけない」とか、「人の家筋や先祖についてをむやみに書いてはいけない」というような項目もあるからです。

その中の一つに「一 何書物ニよらず此以後新板之物、作者并板元之実名、奥書ニ為致可申候事」という条項があります。享保7年のことですからもう既に三都、即ち京都・大阪・江戸に本屋仲間が来ておりました。最近出た中野三敏さんの本などでは、「これは取り締まりではなく版元の権利を保護する要素が強いのではないか」と書かれていますが、私も取締りというよりはそのような傾向がある御触書だろうと考えております。

ただ、江戸時代のこうした御触書というのは俗に「三日法度」という言い方をされますけれど、そういうお触れが出た時だけハツとしてそれに従うのですが、時間がたつに従ってだんだん忘れられてしまう。この享保の御触書についても、出てから六十数年後の寛政2年に次のような町触れが出ています。「以後新板のもの、作者ならびに版元の実名を奥書きに書くべく旨、その他品々享保年中に相触れ候ところ、いつとはなく相緩み云々」とあり、「前に享保時代に出たお触れがどうも最近は守られなくなっている。それは怪しからん事なので前のお触れ通り守りなさい」と再度お触れを出しているのです。江戸時代の奥付の事例としては、右のようなものがあります。

そして時代は進んで明治維新を経て、明治以降は法律と言う形で色々な出版法規が作られるようになります。後で触れますが明治26年に作られた「出版法」、これで我々が現在「奥付」と呼んでいるものが義務付けられることになります。



『三体詩(増註唐詩五言律句三体家法) 卷之三』 卷末  
寛永3(1626)年発行 (千代田図書館蔵)

## 1. 明治 8 年出版条例の条項

明治以降は、新聞・雑誌に関わる法律と書籍に関わる法律、それぞれ別の法律が作られています。これは昭和 20 年、戦争が終わるまでその形が変わることはありませんでした。途中で内務省は一本化するつもりで色々法案を作るのですが、結局審議未了等で実現しませんでした。今日は書籍の話ですので、出版条例あるいは出版法に関わる話を中心にいたします。

出版条例は明治 2 年から出て、5 年、8 年、20 年、26 年と何度か改正を重ねています。この中で重要なのが明治 8 年改正の出版条例と明治 20 年改正の出版条例、そして明治 26 年の出版法です。これからいろいろ条文の説明をしますが、これは実際には片仮名交じりの漢字で書かれて、読みにくいものなので、今日は平仮名に直したり適宜、点を付けたりして読みやすくしています。

明治 2 年に出版条例が出ます。当時はまだ江戸時代と同じような木版刷りの和装本が多かったので、明治初期の本では奥付が付いているものもありますし、付いていないものもあります。法律上は特に奥付のようなものを付けなさいという定めにはなっていません。

### ◇明治 8 年改正出版条例

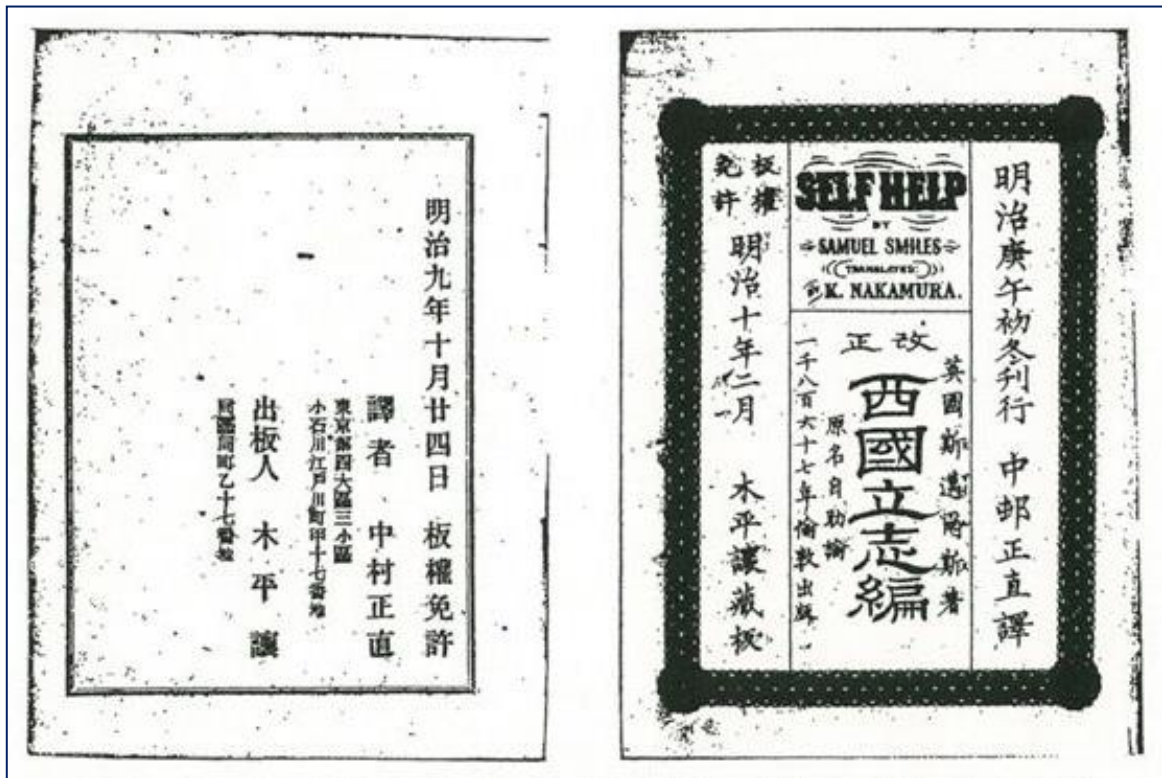
この頃はまだ、著作の権利を定める独立した法律が出来ていません。従ってこの明治 8 年改正の出版条例には、著作の権利に関わる条項がかなり入っています。後に明治 20 年に、著作の権利に関わるものを独立させて、著作権条例という別の法律ができました。

明治 8 年改正の出版条例第 2 条に「図書を著作し又は外国の図書を翻訳して出版するときは、三十年間専売の権を与ふへし、此の専売の権を版權と云ふ」と書いてあります。ここで初めて「版權」という言葉が出てきます。これは著者や出版社が望み、登録すると版權が認められたのです。特に版權を望まなければ版權登録をしなくてもいいのですが、登録しておかないと他の出版社が同じものを出版してもそれに対して何ら対抗措置をとることが出来ないのです。

第 21 条に「出版の図書には著訳者の住所氏名を記す、著訳者の氏名を知るへからさる者は、其由を記すへし、而して何年月日出版或は何年月日版權免許と記し、版主の住所氏名を記すへし、氏名を記せずして別号を記することを得す(以下略)」とあります。これは法律の条項としてはあいまいな表現であり、当時の本の奥付を見ると必ずしも統一的な記載になっていません。条項自体が発行年月日を書いてもいいし、版權登録免許を取った日を書いておかまわらないことになっています。

中村正直が翻訳した『西国立志編』を例に見てみましょう。この本は、最初は整版和装本で 11 冊もので出されました。その後、活版洋装本一冊本が出ました。洋装本の扉と奥付の図版をご覧ください(次ページ)。扉には「改正」とかいてありますが、この本を見ても、この本が発行された時期が全く分かりません。扉の右上に「明治庚午初冬刊行」と書いてあります。これがこの本の出た年かということ、そうではないのです。明治庚午とは明治 3 年のことです。これは明治 3 年から 4 年にかけて出された整版和装本の刊行年を指しています。奥付には「明治九年十月二十四日版權免許」とあります。これは発行した日ではなく、版權を取得した日のことです。ではこの洋装本は明治 9 年 10 月 24 日に版權を取ったのかということとそれも違うのです。これは整版和装本の版權を取った日付なのです。『版權書目』を見ますと、そこには「合本 11 冊」と書いてあったことから、明治 9 年 10 月 24 日は整版和装本の版權だと分かります。そして、扉に記載されている「版權免許明治十年二月」がこの『改正西国立志編』活版洋装本の版權を取得した日付ということになります。



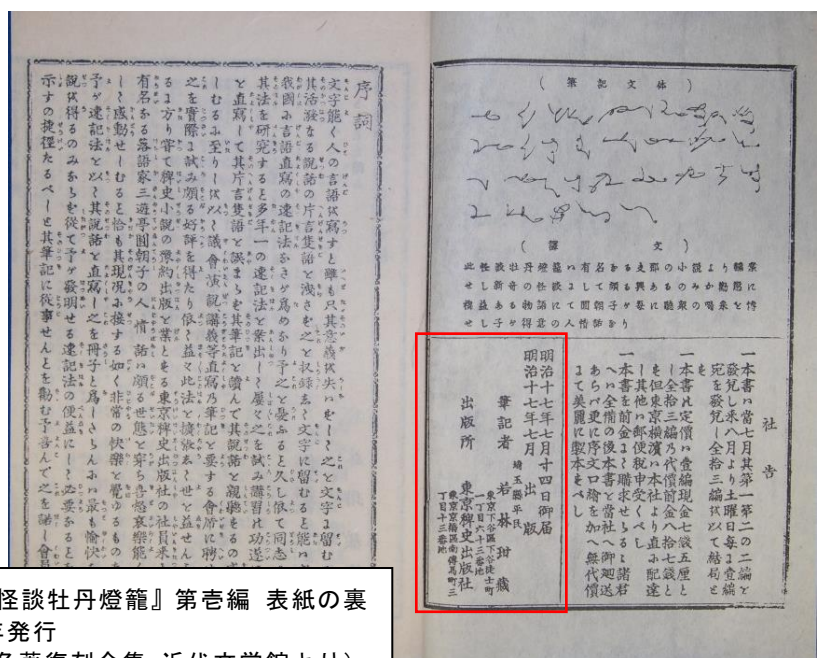


中村正直/訳『改正 西国立志編』同人社 (左) 奥付 (右) 扉  
 [明治 10 (1877) 年] 発行 (個人蔵)

結局、この本はいつ発行されたのかは、この本を見ただけでは分かりません。実際は、明治 10 年の 4 月の下旬に市販されたと考えて間違えないと思います。どうしてそれが言えるかといいますと、当時の新聞には出版広告が沢山載っています。予告もあります、その中に「4 月下旬に発売」という広告があるのです。このように当時の本は著作権免許を取ったものについては、その取得日を書きだけでもいいと法律が定めていたので、本を見るだけではいつその本が発行されたのかが分からないことがあります。

それから、有名な三遊亭圓朝が話したものを速記にとって本にした『怪談 牡丹燈籠』という本があります。これには奥付がありません。表紙の裏に、速記の文字を上の方に書いて、下の方に発行所、発行者などが書いてあります。これは奥付ではなくて、強いて言えば前付の様な形です。

次は、いよいよ出版条例から出版法へということで、明治 20 年以降の話に移ります。



三遊亭圓朝/演述、若林珪蔵/筆記『怪談牡丹燈籠』第壹編 表紙の裏  
 東京神史出版社 明治 17 (1884) 年発行  
 (千代田図書館蔵 名著復刻全集 近代文学館より)

## 2 出版条例から出版法へ

明治 20 年あたりになると、政府は諸外国の法律をかなり参考にして法律を作るようになってきました。そのため明治 20 年改正の出版条例はそのような諸外国の出版法規をいろいろ参考に使っていたのだと思われまゝです。ですから明治 20 年の出版条例は、それまでのものに比べると大変法律らしい形に作られています。

明治 8 年の出版条例はどちらかというと、著作権を取った人に対していろいろな条項を設けてあったのに対して、明治 20 年以降の出版条例は、著作の権利については著作権条例が独立して作られているので、完全に取り締まりに特化した法律になりました。

この 20 年の出版条例では第 3 条に「文書図画を出版するときは、発行の日より到達し得べき日数を除き十日前製本三部を添え、内務省へ届出へし」と書いてあるのです。これは明治 20 年の 12 月 28 日という押し迫った時期に出された法律です。同年秋に、東京書籍出版業者組合という同業者団体が作られます。同組合は翌 21 年に、「発行の 10 日前に納本するというのは極めて営業上無理がある」という陳情書を出しています。その後どうなったのかという記録が無いので、ちょっと分かりにくいのですが、恐らく何らかの便宜処置がとられて、10 日前というのは多少緩和されたのではないかと考えています。

また第 7 条に「文書図画を印刷する者は、其発行と否とを問はず印刷の年月日及印刷者の氏名住所を記載し、其発行に係るものは発行者の氏名住所を併せて記載すへし」とあります。明治 8 年の時は著者の名前を書くことが条項の中に定めてあったのですが、20 年の出版条例になるともう著者名は書かなくても問題はない、その代わり印刷所と、発行所の名前や住所を必ず書くように条項に定められています。これはやはり、取り締まりの為に設けられたものです。ただ、印刷日などを本のどこに記載するかという場所については条項で定められていません。もともと、20 年以降の本の大半は奥付に書いてあります。

### ◇明治 26 年出版法—奥付の義務化

明治 26 年になると既に議会が開かれておりましたので、議会でいろいろ議論して決まった法律「出版法」が公布されます。この法律の中に初めて、我々が奥付と呼んでいるものを義務付けた条項があります。それが第 7 条と第 8 条です。

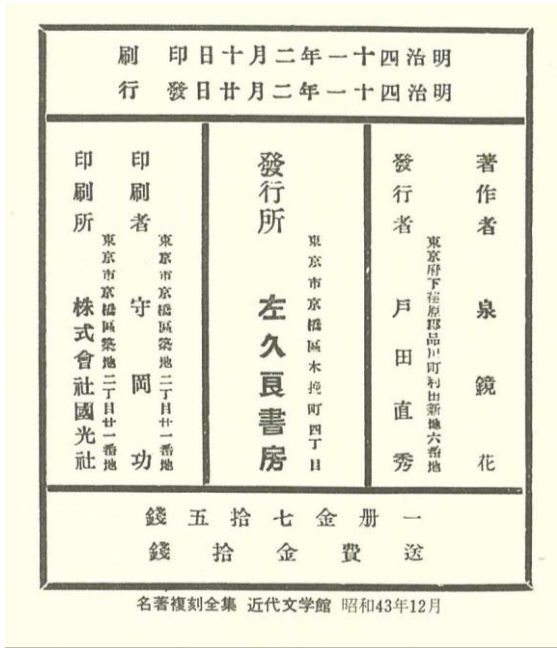
第 7 条は「文書図画の発行者は其の氏名、住所及発行の年月日を其の文書図画の末尾に記載すへし」と記載する場所まで指定しています。第 8 条は「文書図画の印刷者は其の氏名、住所及印刷の年月日を其の文書図画の末尾に記載し、住所と印刷所と同じからさるときは印刷所をも記載すへし（以下略）」と同じようにこれ等の情報を末尾に記載することが書いてあります。ここで発行者の氏名住所と印刷者の住所氏名の記載を奥付に載せることがはっきりと義務付けられたのです。著者の名前は奥付を見ていると書いてあるものが多いのですが、中には結構有名な本でも、扉には書いてあっても奥付に著者の名前が書いてないものがあります。例えば中江兆民の『一年有半』という本があります。ベストセラーになった本ですが、この本の奥付には中江兆民の名前は全然出てきません。発行者・大橋新太郎の名前しか出ていません。そのように著者の名前というのは、この出版法においては必須のものではなくなったということです。

この出版法によって、だいたい奥付のパターンというものが固まってきます。次の図版は泉鏡花の『高野聖』の奥付です。

この本では横書きですが、上に明治 41 年 2 月 10 日印刷、明治 41 年 2 月 20 日発行と印刷日と発行日が並んで奥付に印刷される。このパターンが永く続くわけです。そして発行者の名前住所、印刷者の氏名住所、印刷所が別の場合はその別の住所を書きなさいというふうに法律では定まっています。

つまり、奥付にこれらの情報を記載させた目的は「内務省が取り締まりをスムーズに行うため」と言えるでしょう。この奥付のパターンを頭に置いて貰って、次の「博文館『帝国文庫』は雑誌か？」という話に移ります。

泉鏡花/著『高野聖』左久良書房、奥付  
 明治 41 (1908) 年発行  
 (千代田図書館蔵 名著復刻全集 近代文学館より)



### 3 博文館『帝国文庫』は雑誌？

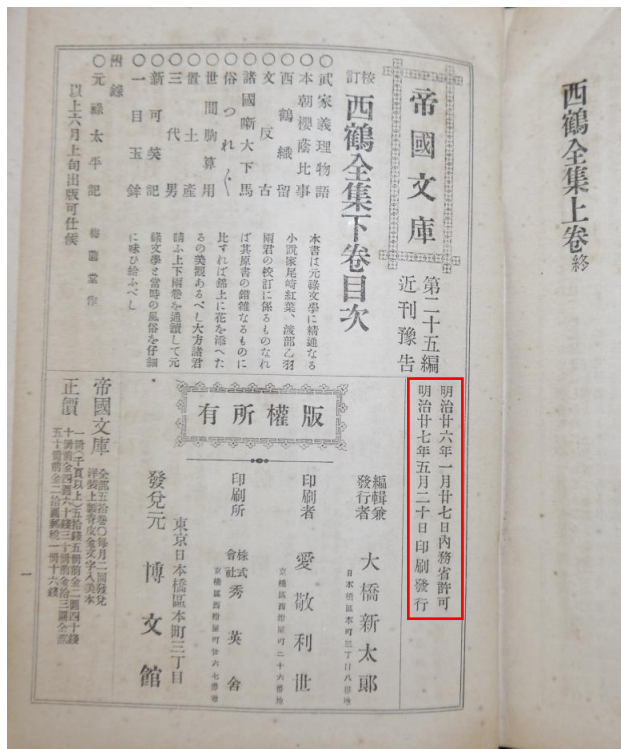


ご存知の方も多いと思いますが、この『帝国文庫』は明治 26 年 3 月から発行された叢書で当初 50 冊、のち続編 50 冊(明治 31 年 1 月から)合計 100 冊、四六判・上製・背革・各巻約 1000 頁のもので、近世の軍書、稗史、人情本、黄表紙、洒落本等を活字化して収録しています。

ここにある 2 冊は、有名な『西鶴全集』の上と下です。この本は実は風俗壊乱で発売禁止になっています。明治大学の「城市郎文庫」からお借りして、いま千代田図書館で展示しています。

これは縦から見ても横から見ても、どう見ても立派な図書ですよ。ところがこれが当時の法律から見て行くと雑誌であったというお話をしていきます。

図版を見てください。これは帝国文庫『西鶴全集』の上巻の奥付です。ちょっと見にくいのですが、下の段の右端のところに「明治二十六年一月二十七日内務省許可」、左側に「明治二十七年五月二十日印刷発行」と書いてあります。先ほどの泉鏡花の『高野聖』の印刷、発行日とは記載が違いますよね。これが何を意味するのか説明しましょう。



井原西鶴/著『西鶴全集 上巻』博文館、奥付  
 明治 27 年 (1894) 年発行  
 (明治大学図書館蔵「城市郎文庫」)





『帝国文庫』のようにどう見ても図書としか見えないものでも、逐次刊行するシリーズものの場合、形式的には雑誌の形で発行されたものがあります。

それから『帝国文庫』がこれを雑誌の形で出すもうひとつのメリットは、明治 25 年以降郵便法が変わって第 3 種郵便扱いが可能になり、郵送料が安くなったことがあると思われます。このように、「出版社が出版許可や著作権登録、読者への送付の面で便利のため」叢書を形式的に雑誌として発行していたことを、奥付から読み取ることができます。

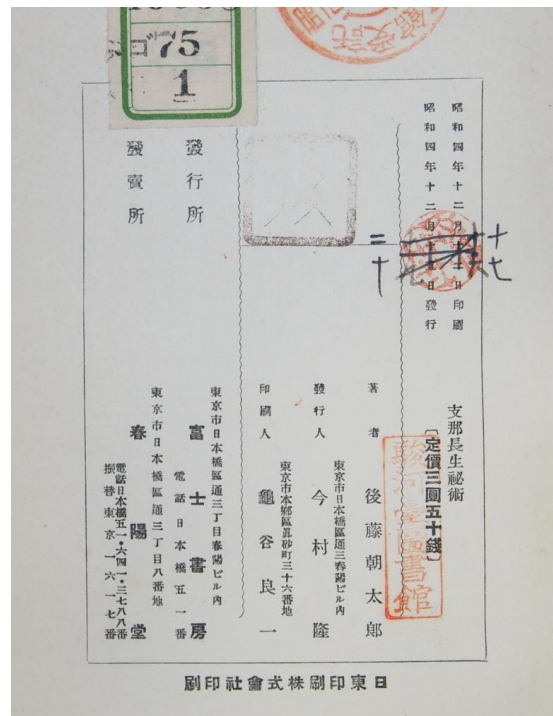
これはなにも博文館だけの話ではなくて、例えば春陽堂の『古今名誉録』というシリーズもの、色々な英雄豪傑の人物伝を集めたものですが、これも「内務省許可」と奥付に記載されています。当時の目録を見ますと「雑誌」と書いてあります。いま我々はシリーズ物を「叢書」とは言いますが、「雑誌」とは言いませんよね。ところが明治のこの頃のシリーズものでは「雑誌」という言葉が目録などに使われているということがあります。

#### 4 奥付の日付訂正

奥付の日付訂正は全ての本がそうだということではなくて、ある機関に残っている本だけに限られる現象です。どこに残っている本かという、まず国立国会図書館、それからこの千代田図書館に内務省委託本として残っているものの一部、京橋図書館、深川図書館の内務省委託本の一部、これらの中に奥付を訂正しているものがあります。

例を右図にあげました。これはこの千代田図書館所蔵の内務省委託本『支那長生術』の奥付ですが、印刷日と発行日の所が明らかに手書きで直されています。判子も押されていますが、これはおそらく出版社の社長の印だと思います。

後藤朝太郎/著『支那長生秘術』富士書房、奥付  
昭和 4 (1929) 年発行 (千代田図書館蔵「内務省委託本」)



この本の市販されたものの全ての奥付が直っているわけではありませんが、内務省に納本した本は奥付の印刷日と発行日が手書きで直されているのです。これは違法ではありません。内務省は手書きで修正されていても受け付けました。先ほど申し上げたように 2 冊を内務省に納本する時に、出版届という書類を一緒に出すわけですから、それに発行日や印刷日が書かれていますから、それに納本の奥付の記載内容を合わせなくてははいけません。出版社は、何日に出版する予定ということで奥付を刷ってしまいます。ところが何らかの事情で作業が遅れたりすると、印刷した本の全部を直すのではなくて納本する 2 冊だけを納本の時に日付を直して、責任者の判子を押して納本する。これを内務省は受け付けたわけですから。内務省に納本された本のうち一冊は、帝国図書館に交付され内務省交付本と呼ばれていました。それが今の国会図書館の蔵書のベースになっています。ですから現在国会図書館にある本、全部ではありませんが、明治の頃のかかなりの本が奥付を見ると日付が直されています。

市場に出てしまった本の奥付も、本当は直さなくてはいけないのですが、内務省は一切黙認してい

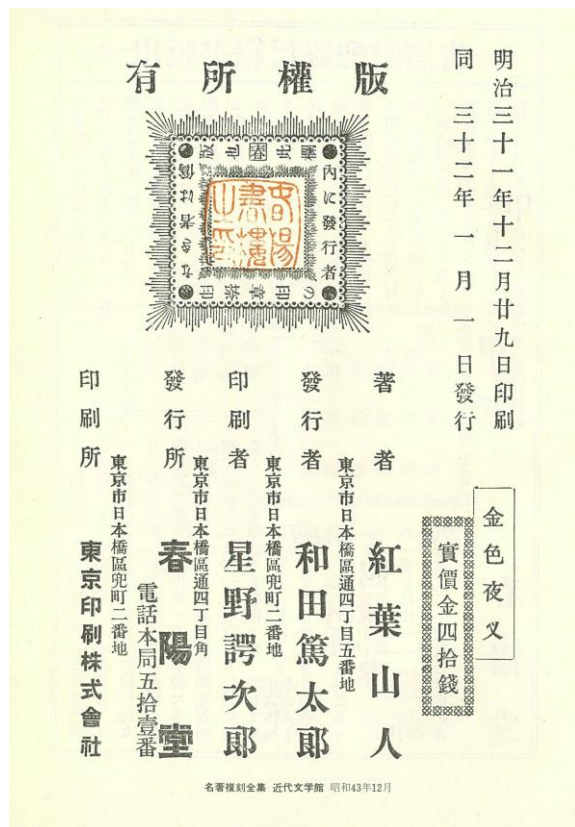


ます。これは、後になって我々が研究するときには悩ましい問題になるのです。例えば文学関係の年表などを作る時に、日にちが2, 3日ずれているくらいならまだいいのですが、年をまたいでいるものが困るのです。最初は12月に出す予定だったのが出せなくて、次の年の1月に出されたケースが、たまにあるのです。ですから年表を作る人がその本をどこで見たか、国会図書館で見たか日本近代文学館で見たか、あるいは古書店で買った自分の本を見たかによって、極端に言えば発行年が1年ずれてしまうということが起こりえます。

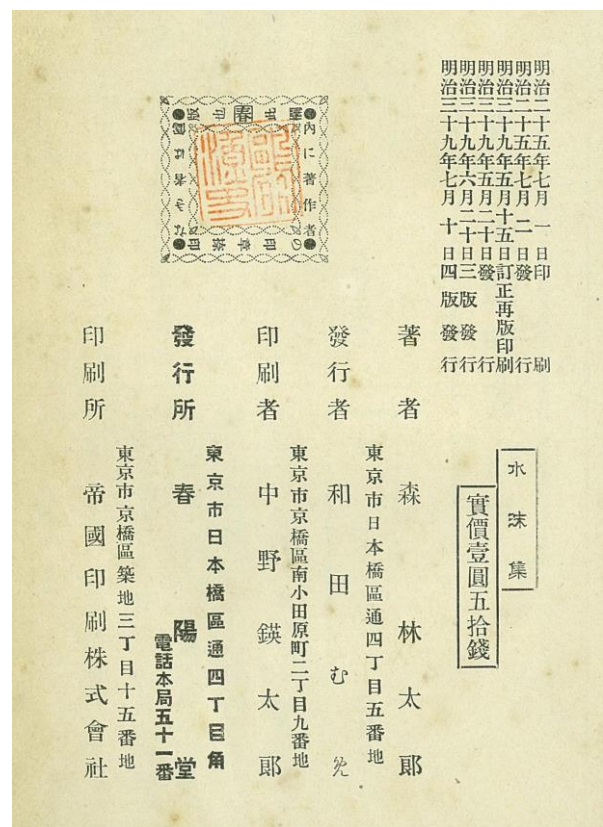
納本分以外のものは発行日等が訂正されていなくても、内務省も目をつぶっているようです。奥付に印刷日や発行日を記載させるのは、「内務省が出版届と照合するため」と考えることもできます。

## 5 奥付から出版契約を読み解く

出版社と著者がどのような契約で本を出版したのかが、奥付から分かる場合があります。特に顕著なのは、春陽堂です。春陽堂は明治の20年くらいから大正5年くらいまで、大変特徴のある文言を奥付に入れています。



尾崎紅葉/著『金色夜叉』前編、春陽堂、奥付  
 明治31(1898)年発行  
 (千代田図書館蔵 名著復刻全集 近代文学館より)



森鷗外/著『水沫集』春陽堂、奥付  
 明治25(1892)年発行(個人蔵)

上図の2つはどちらも春陽堂から出版された本です。左図は尾崎紅葉の『金色夜叉』の中編の奥付ですが、上の方に版權所有とあって真ん中の囲みの中に、「この欄内に発行者の印章、捺印無きものは偽版なり」と時計回りで文字が印刷されています。そして真ん中の空白部分に判子が押してあって、これは「春陽書樓之印」とあり春陽堂の印であることが分かります。

ところが右図はこれも有名な森鷗外の『水沫集』の改訂版の奥付ですけれど、これも同じように上の方に「この欄内に著作者の印章捺印無きものは偽版なり」と書いてあり、真ん中に『鷗外漁史』という鷗外の捺印があります。

ここから尾崎紅葉の『金色夜叉』は、出版社による買取契約であることがわかります。買取契約というのは本を出す時に、春陽堂が尾崎紅葉に実際いくら払ったかはわかりませんが、50円なり100円なりで原稿を買い取るわけです。と同時に著作権まで一緒に、まあこれ明治32年ですからまだ著作権の時代ですけれど、著作権あるいは著作権を一緒に譲渡するという条件で売ってしまう訳です。当時の官報に「著者・尾崎徳太郎(尾崎紅葉の本名)、著作権所有者・和田篤太郎」と書いてあります。著作権が尾崎紅葉から春陽堂の主人・和田篤太郎に譲渡されていることが載っているのです。一方、右図にある鷗外のは印税契約です。

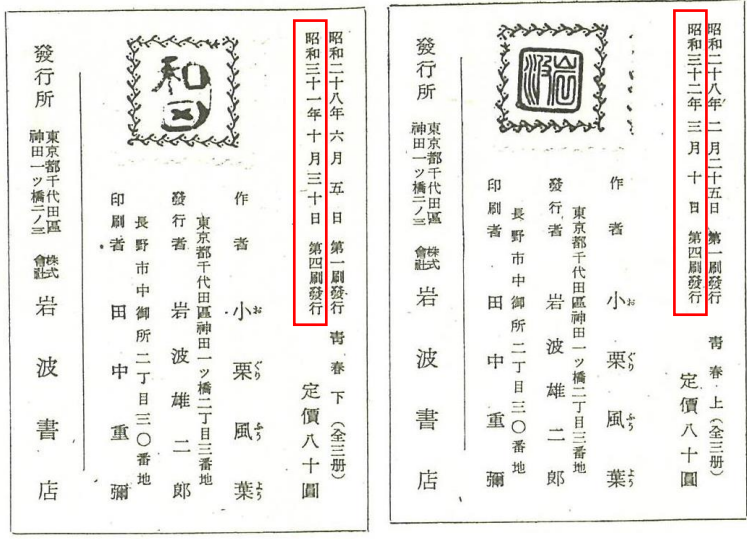
明治時代の文芸書は、100%ではありませんが、かなりの部分が著作権譲渡を含む買取契約だったのです。私は明治34年の春陽堂から出た文芸書の著作権譲渡を調べたことがありますが、明治34年に春陽堂から出された文芸書は、全て著作権譲渡されていました。全部官報に載っています。これは春陽堂だけではなく博文館もそうですし、他の出版社も著作権譲渡で本を出しているものが沢山あります。ただ出版物のジャンルで言いますと、やはり文芸書、実用書、それから児童物が著作権譲渡で出版社に買われることが多かったようです。逆に法律書や医学書はほとんどが印税契約になっています。この春陽堂の奥付は大変特徴的なのですが、このような文言を奥付に入れるというのは春陽堂だけではなく、一種の偽版を防ぐ目的で奥付に刷られているものが他にもあります。例えば八尾書店の場合ですと「著述者発行者無印ハ偽版也」と奥付に印刷されています。

こうした明治時代の著作権譲渡を含む買取契約は、明治時代に終わったわけではなく、その影響が昭和の戦後にまで反映しているという例を紹介します。次の図版は小栗風葉の『青春』という小説が昭和28年に岩波文庫に収録されたものの奥付です。この図版の左は下巻の第4刷ですが「和田」という判が押してありますね。ところが右は上巻の第4刷で、岩波という判を摸した検印紙の印刷がなされています。どうして小栗風葉の判子ではないのかは、今までの話でうすうすお分かりになったと思います。

小栗風葉は明治時代に春陽堂から『青春』という本を出版しました。明治38年から39年にかけて出されたもので、当時は「春の巻」「夏の巻」「秋の巻」の三巻もので出版したのです。それが昭和になって岩波文庫に収録されたときには上巻、中巻、下巻で出版されました。

ここで、図版を見てください。左の昭和31年10月30日発行の下巻・第4刷の検印は「和田」になっています。そして右にある昭和32年3月10日発行の上巻・第4刷の検印が「岩波」になっています。

小栗風葉/著『青春』岩波書店、奥付  
 (左)下巻、昭和31(1956)年 第4刷発行  
 (右)上巻、昭和32(1957)年 第4刷発行  
 (千代田図書館蔵 名著復刻全集 近代文学館より)



明治 38 年春陽堂から『青春』という小説を出した時に、小栗風葉は著作権譲渡を含む買い取り契約を春陽堂としていることが官報からわかります。これを見ると「譲渡人 小栗磯夫(風葉の本名)」とあって、その左に「譲受人 和田む免(むめ)」と書かれています。これは春陽堂主人・和田篤太郎の夫人で、この当時の春陽堂の主人です。この『青春』という著作は、小栗風葉から和田む免に譲渡されていることが分かります。

小栗風葉は大正 15 年に亡くなります。この頃の著作権法は、現在の著作権法に対して旧法と呼ばれている明治 32 年に公布されたもので、これが昭和 45 年に改定されて現在の著作権法が出来るまで生きていました。現在の著作権法では著作権は著者の死後 50 年間保護されます。ところが(旧)著作権法では著者の死後 30 年なのです。小栗風葉は大正 15 年に亡くなりましたから、西暦でいうと 1926 年です。保護期間の起算のしかたは亡くなった翌年から数えますから、1927 年から 30 年は 1956 年、昭和 31 年の 12 月末で権利が消滅するわけです。

登録簿番号	登録年月日	著作物ノ題	著作ノ年月日	発行又ハ他行ノ年月日	著作權譲渡ノ年月日	譲渡人氏名	譲受人氏名	住所
第 6666 号	明治 38 年 10 月 27 日	青春 (全一巻)	明治 38 年 10 月 27 日	明治 38 年 10 月 27 日	明治 38 年 10 月 27 日	小栗磯夫	和田む免	東京市日本橋区小栗町五番地
第 6667 号	明治 38 年 10 月 27 日	青春 (二巻)	明治 38 年 10 月 27 日	明治 38 年 10 月 27 日	明治 38 年 10 月 27 日	小栗磯夫	和田む免	東京市日本橋区小栗町五番地
第 6668 号	明治 38 年 10 月 27 日	世界お伽草子第七十巻の手裏 (全一巻)	明治 38 年 10 月 27 日	明治 38 年 10 月 27 日	明治 38 年 10 月 27 日	岩波季雄	岩波季雄	東京市本郷区山手町三丁目六番地

官報 第 6700 号附録  
明治 38 年 10 月 27 日発行

- 明治 38~39 年 初版『青春』(春・夏・秋)の執筆・発行、著作権を小栗から和田に譲渡
- 大正 15 年 小栗風葉 没
- 昭和 28 年 岩波文庫版『青春』(上・中・下)の発行
- 昭和 29 年 『青春』(中巻)第 3 刷の発行(※検印は「和田」)
- 昭和 31 年 『青春』(下巻)第 4 刷の発行(※検印は「和田」)
- 昭和 31 年末 小栗風葉の没後 30 年が経過し、著作権保護期間満了
- 昭和 32 年 『青春』(上巻)第 4 刷発行(※検印は「岩波」)

下巻の第 4 刷は昭和 31 年の 10 月ですからまだ春陽堂、和田家の方に権利が残っている。ところが上巻の第 4 刷は昭和 32 年の 3 月 10 日の発行で、すでに昭和 31 年 12 月末で小栗風葉の著作権は消滅し、同時に和田家が譲り受けた権利も消滅したので、出版社の岩波の判を模した奥付が刷られたのです。これは岩波が権利を得たということではなく、フリーユースになったということを意味しているのです。

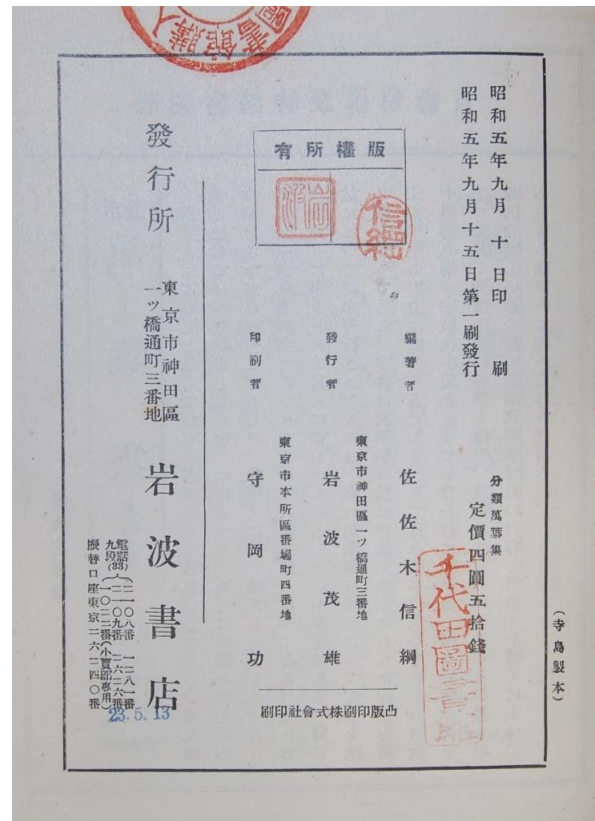
このように明治時代の著作権譲渡を含む買取契約は明治時代だけで話がすむのではなくて、戦後になって文庫本などに収録される時にまで、尾を引いているという話です。



## 6 著作権の共有

これは佐佐木信綱の『分類万葉集』という本の奥付です。岩波書店から出たものです。上の方に判子が二つ押されていて、右は「信綱」という判で、佐々木信綱の判子です。左側は「岩波」の印です。このように著者と発行所の主人の判子が二つ押されているものが時々見受けられます。これは実は当時の出版業界の動きと連動する問題なのです。

現在の著作権法には出版権がありますが、この頃の(旧)著作権法では出版権がまだ認められていなかったのです。そのために東京書籍商組合を始め東京出版協会などが大正6年くらいから諸外国の法律を研究し始めています。その頃には出版関係の議員もおりました。例えば『実業之日本』の社長・増田義一は議員でした。こういう人達を立てて盛んに運動をして、4回議会に提出しています。一番最初は発行権法案という名前を出しましたが、審議未了で通りませんでした。昭和2年に名称を出版権法案に変えて提出しますが衆議院は通過したのですが貴族院で審議未了。三回目は昭和6年で、同じように出して同じように衆議院通過、貴族院審議未了でした。四回目は昭和8年でかなり決まりそうな動きがありましたが、司法省と内務省からクレームがついて、結局通らなかったといういきさつがあります。この動きは出版界が自らの権利を得るためにおこなったものです。内務省も出版界からの働きかけは無視出来ないこともあり、なんとかしようという動きはあったのです。

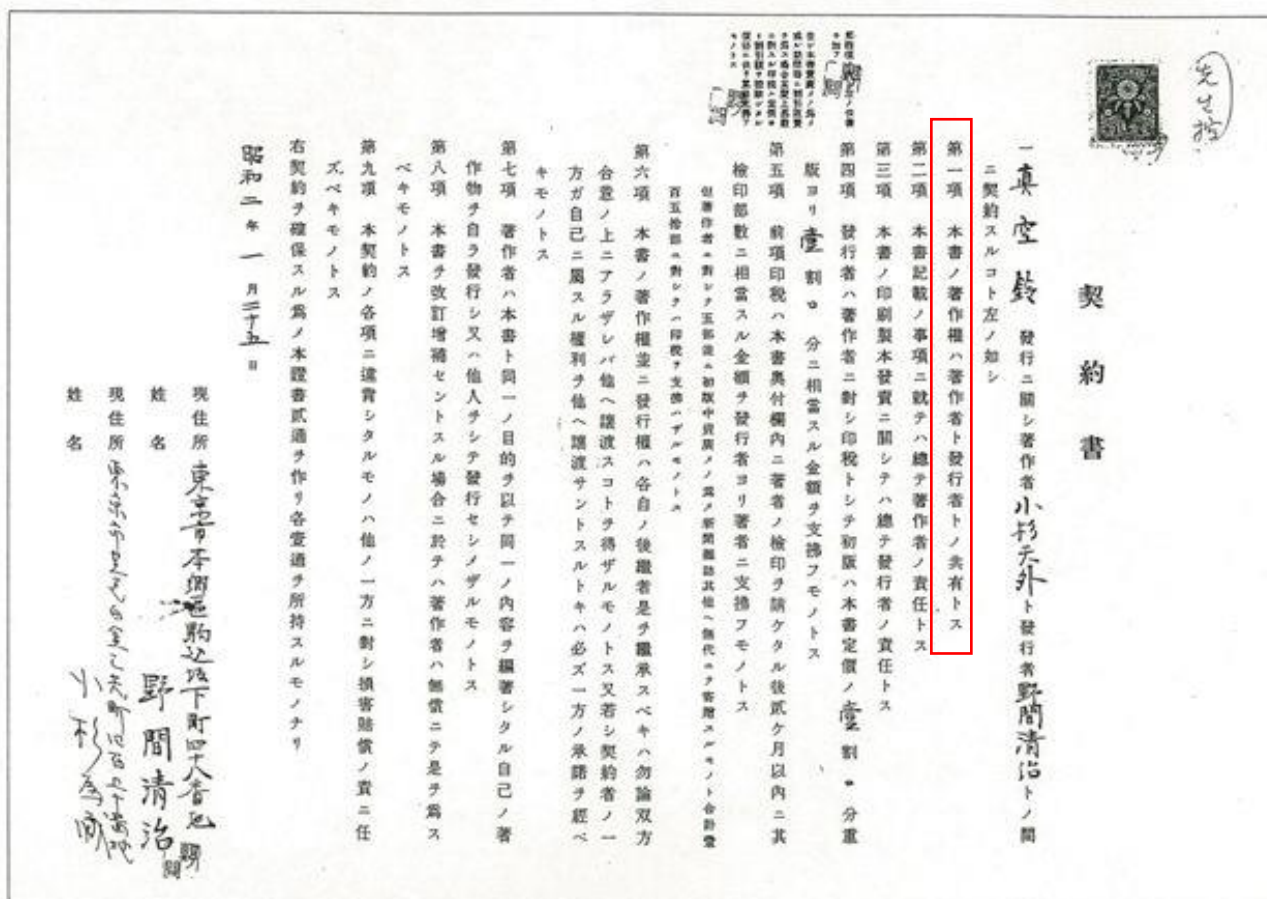


佐佐木信綱/編著『分類万葉集』岩波書店、奥付昭和5（1930）年発行（千代田図書館蔵）

ところで、内務省にはこれとは別にもう一つ改正したい大きな問題がありました。それは、新聞紙法と出版法を一本化するということでした。そのため、出版物法案を何度も議会に出していたのです。これも何度も審議未了で流れるということもあり、結局内務省の提出した出版物法案は認められませんでした。しかし内務省は出版界の要望をいれ、著作権法を昭和9年に改正します。ここで出版権が初めて条項の中に盛り込まれることになります。

ですから著作権法が改正される昭和9年までは、出版社には出版権がありません。ある出版社から出した本を、著者が別の出版社から「うちからも出しましょうよ」と言われて、ほいほい出してしまうと言うケースがあつて、出版社はそれを止めることができず、問題になっていたのです。そのために出版業者はどんなことをしたかといいますと、著者と話し合いをした上でのことなのですが、「著作権の共有」という形をとるようになります。これが『分類万葉集』奥付に見られる、出版社の主人の印と著者の印が両方押されているケースで、これは著作権が共有されていると読んで頂いてかまいません。

下に小杉天外が講談社から『真空鈴』という本を出した時に交わした契約書を挙げてあります。この第一項に注目ください。ここに「本書の著作権は著作者と発行者の共有とす」とあり、日付が昭和2年の1月ですから、まだ著作権法が改正される以前の契約書です。この本は近代文学館に所蔵されていたので見せてもらったのですが、奥付に「著作権共有」とわざわざ印刷されています。そして判子はどういう押し方をしているかという、これは2冊本なので一冊には小杉天外の印、もう一冊は大日本雄弁会講談社の印が押されています。ですから一冊の本に二つの判子があるのではなくて、二冊でワンセットですから一冊は小杉天外、一冊は講談社という捺印をしていました。



『真空鈴』発行に関する契約書（日本近代文学館蔵）

最後に先ほどの昭和9年の著作権法改正でどのような改正があったかを申し上げます。第28条の後に、2,3,4,5という具合に10まで条項が追加され、これが出版権を謳った条項です。第28条ノ2では「著作権者は、其の著作物を文書又は図画として出版することを引受くる者に対し出版権を設定することを得」とあり、第28条ノ10では「出版権の得喪、変更及質入は、其の登録を受くるに非ざれば之を以て第三者に対抗することを得ず」とあります。出版権はちゃんと登録をしないと権利が発生しないことが書かれています。

この頃の実情をうかがわせるひとつの論文があります。土屋正三という昭和2年から昭和4年に内務省図書課長を務めていた人物が、ちょうど著作権法が改正されたときに『出版契約の実際—出版権小論』という論文を『警察研究』第5巻9号(1934.9)に書いています。これは我々にとっては大変ありがたい論文です。何故かという、当時の出版社と著者とがどのような契約をして出版していた

のかを知ることが出来るからです。この論文の中に、内務省警保局の内部資料で『出版契約実例』という本があったことが記載されています。この資料はまだ見つかっておりませんが、『出版契約実例』の中には岩波書店、講談社、三省堂、丸善その他当時の有力出版社 70 社の契約定款が収録されているというのです。とても見たいので、色々探していますがまだ見つかりません。この論文を書いたとき土屋正三は既に内務省を離れていたのですが、内務省警保局からこの『出版契約実例』を寄贈してもらったと書いてあります。この論文には『出版契約実例』の中の70社、76例の契約約款のうち、著作権を共有しているものが43例、著者だけに著作権が占有されているのが7例あったと書かれています。

こういう論文をみましても、やはり出版社としては営業上の防衛措置といいますか、著者との間で著作権の共有という契約を結んでいることが分かります。恐らくこれは先ほど言った、出版権法案が出ていた時に内務省の中でも色々検討していて、主要な出版社に対して資料提供を依頼したのではないかなと思っています。それでこれだけの70社の契約定款が集められたのだと思うのです。

このようにして、著作権の共有は「出版社が無断出版に対抗するため」に行われており、奥付に記された二つの検印からそのことを読み取ることができます

## おわりに

日本の出版物の特徴の一つとっていい奥付ですが、このように奥付そのものも色々な歴史を持っていて、戦前までは奥付そのものが義務化されていたわけです。現在はそのような法律は無くなりましたので、奥付を付けなくても一向に構わないのです。ただ私から言わせていただくと、現在のかなり名のある出版社も奥付を付けるときに、あまり意識していないのではないだろうと思わせる奥付が見受けられます。先ほど言いましたように何年何月何日印刷、何年何月何日発行というのは、出版法で定められているから戦前の本はそういう記載になっているわけです。戦後その法律は無くなったわけですから、もうそれを踏襲する必要は一切ないわけです。ですけれどいまだに何年何月何日印刷、何年何月何日発行という奥付を付けている出版社があります。河出書房新社、山川出版、みすず書房、いずれもかなりいい本を出している有名な出版社なんですが、今でもそういう奥付を付けている。それから図書ではありませんが、もう終刊になった『国語と国文学』という有名な雑誌がありましたね。あれには何年何月何日印刷納本と書いてあるんですね。どこに納本しているんだと言いたくなるような奥付で、恐らく何の考えもなく従来のやり方を踏襲して、そういう奥付にしているのだと思いますね。

まだまだ奥付については色々申し上げたいことがあります。特に戦時中になると色々な規制が入ってきて、奥付も変わって来るのですが、予定の時間もあまりありませんので、一応奥付というものが、今申し上げたような色々な歴史、法律に規制されていたのだということをお分かり頂ければいいのではないかと思います。皆さんこれから色々な書店や図書館に行かれた時に、ちょっと奥付をご覧になることを習慣にしていただければ、意外なことに気がつくこともあるかもしれません。これで終わります。ご静聴ありがとうございました。(拍手)





## 質疑応答

**質問:**著作権共有の手法は偽版に対する対抗策というのが目的ですか？ 印税も折半で半分になるのですか？

**応答:**他の出版社が無断で出す事を抑える効果を狙ったものでしょう。印税は全額著者にきちんと払います。

**質問:**明治から順に著作権の話を伺いまして、法令でこうなっている、契約でこうなっているからこのような奥付になっているんだという、割とすっきり説明のつくお話を伺ったのですが、こういう事例からはみ出すようなイレギュラーな例についてお伺いしたいと思います。具体的には、義務付けられたものの奥付をつけない、あるいは発行者、発行所を偽って奥付を付けるという例がいくつかあったと思いますが、そういうものに対して罰則とかの処分が取られたりした事例があれば教えてください。いま私の頭にあるのは『明星』の与謝野鉄幹を誹謗した『文壇照魔鏡』という本がありましたね。あの発行所が偽りで、与謝野鉄幹自身が探しにいったけれど無かったとか、そのあと発行所と目された新潮社と訴訟にもなっていますね。そういう誤った奥付の存在と、それに対して行政などが対処していたかをお伺い出来ればと思います。

**応答:**はい。いまおっしゃったような例はあります。石川巖が出版した『新選絵入・西鶴全集』第2巻には奥付がありますが、発行日はでたらめです。このような本は会員制で流通しており、出版している側は読者の居場所までつかんでいます。『新選絵入・西鶴全集』には、読者あてにガリ版刷りの手紙が挟まっており、そのなかに「奥付を付けてあるけれど、これは事実ではない」「納本すれば禁止になるのは火を見るよりも明らかなので、読者のみなさん心して読んでください」という意味のことが書いてあります。それから奥付のついていないもの、これは非合法の秘密出版とか地下本と言われるもので、いつ誰がどこで出した本か全く分からないというものが沢山あります。風俗関係も安寧も両方あります。どちらもそれは後で見つければ禁止処分になります。ただ奥付がついていないと誰が出したかが分からないので、果たして発行者まで付きとめられたのかは分かりません。しかし石川巖の場合はご丁寧に奥付を付けて自分の住所と名前を書いているので、警察が押収に来たのです。そのことについて自分で後で書いています。「関西に用事があって行ったその日に踏みこまれて、残っているものを押収された」と。「ところがその後警察から呼び出しがかかってこない。どうも警察も扱いに困っているのではないか」。ということをお自分が主宰している『東京新誌』に書いています。処罰ですがこれはある意味で形式犯なので、納本しないと罰金です。本自体が禁止だと押収です。

**質問:**戦時中の雑誌の検閲のことを伺いたいです。『文芸春秋』ですが、該当ページを破って削除してあるのを何例かみたことがあるんですが、その破られた部分をどうしても見たい場合は、どこに行けばいいのでしょうか？ 先生の論文を読ませていただいて、国会図書館や警視庁や東京地方裁判所でも調べていただいたのですが、無かったのです。可能性として他に残っている場所はありますか？

**応答:**先ほど言いましたように図書と新聞・雑誌は法律が違いますが、雑誌に限っては出版法でも出せる場合があります。政治時事を論ずる雑誌は対象外ですが、学術雑誌や文芸雑誌は発行する際に内務省に届け出をすれば、出版法でも出せるのです。新聞紙法で出す場合は3日前ではなくて、発行の前に納本をすることになっています。新聞紙法は納本する先が多く、内務省に2部、地方の警察部に1部、それから地方裁判所の検事局と区裁判所の検事局に1部、合計5部を納本しなくてはなりません。今の話と少しずれますが、禁止処分になり押収された新聞・雑誌は押収されたあと2年経って

その命令が解除されないならば処分してよいと新聞紙法に定められています。ところが、出版法にはそれが無いため図書に関しては押収しただけで保存しておかないといけないということになるのです。

今の話の『文芸春秋』は削除処分というもので、時期によって難しいのですが、それは便宜措置として行われたものです。法律には「発売頒布を禁ずる」という条項はありますが、「削除」という条項はありません。あれはあくまでも内務省の便宜措置としてやったものです。それからもうひとつ昭和 2 年の 9 月以降に出版されたものについては、一度発売頒布禁止になり押収されたあと、出版社が「問題となったところだけを削除するので戻して欲しい」という分割還付願を出して、内務省がそれを認めれば、警察官立ち会いの上で一旦押収したものの中から問題の箇所だけを削除して、それを戻すという形があるのです。これも法律の条項にはない便宜措置です。いまのお話しの『文芸春秋』はどっちなのか、『出版警察報』を見れば分かると思います。

**質問:**『出版警察報』は見ました。削除になっていました。

**応答:**すると、削除されていないものがどこかの図書館に所蔵されている可能性はあります。断言はできませんがね。別のケースで昭和 17 年に改造社で出した『文芸』と言う雑誌に太宰治の『花火』と言う小説がまるまる一篇削除処分になっているのです。改造社はそういう処分が出たので、日配を通して「その部分を削除してくれ」という葉書を送っているのですが、実は某図書館にあるものは削除されていませんし、私の研究室にあるものも削除されていません。それは図書館を丹念に探していけばある可能性があります。

**質問:**いまは削除された部分だけを見たかった話ですが、検閲官が作業した記録みたいなものが残っていないかと思い、調べていますが、『出版警察報』には一部引用は出ているのですが、その全体が出ているような資料はあるのでしょうか？

**応答:**いや無いと思います。検閲原本で禁止になった箇所を見ると、そこに赤線や青線がひかれ、上にバーレンがあつてマル印なんかが付いていますから、そこが明らかに禁止になった箇所だということは分かります。また図書の場合ですと最初に出したものが禁止になると、そのあと問題になった部分を全部削って改訂版を出すことがありますので、両方の本をつきあわせるとどこが問題になったのかを明らかにすることは出来ます。

**質問:**マンガなんか買って見ると、一カ月先くらいが発行日になっていますが、発行日の記載にはなにか基準みたいなものはあるのですか？

**応答:**それは戦前から問題になっていました。特に雑誌の発行日は先付けですね。1 月の 15 日には 2 月号が出るということは昔からありました。児童向けの雑誌などで、「11 月や 12 月の初めにもうお正月号が出るのは、児童の教育上良くない」という投書が載っていたりして、内務省も雑誌の発行日を考慮するように通達を出したことがありました。その後、業界の中で分野別に日付を決めたと思います。

**質問:**2 冊納本のうち 1 冊は帝国図書館、1 冊は検閲に使いますね。その少し前に 3 冊納本をさせていたようですが、それには何か大義名分はあるのですか？

**応答:**あとの 1 冊を何に使ったのかは分かりません。3 冊納本と言う期間は比較的短かったのです。明治の初めから明治の中期くらいまでが 3 冊でした。

**質問:**先ほど河出、山川の奥付の話が出ましたが、それは印刷の日付はいらないだろうという意味ですか？

**応答:** そうです。発行日は、本ですからいつ発行されたかということを知るのに必要ですが。逆にそうした奥付を付けている出版社の方に、「何で印刷日を載せているのですか」と伺いたい。恐らく明確な答えはないだろうと思います。「習慣でやっています」ということだと思います。あれは戦前の取り締まりのための曰く因縁のあるものなのですから、それだったら辞めたらどうですかということです。

**質問:** 発行日は流通ルートに乗る瞬間なのですか？

**応答:** 図書の場合などは、実際に市場に出る時より後の日付にしますよね。本は委託制ですから、書店などに何日間置けるかを考慮して、実際の発行日より後の日にするようです。

以上